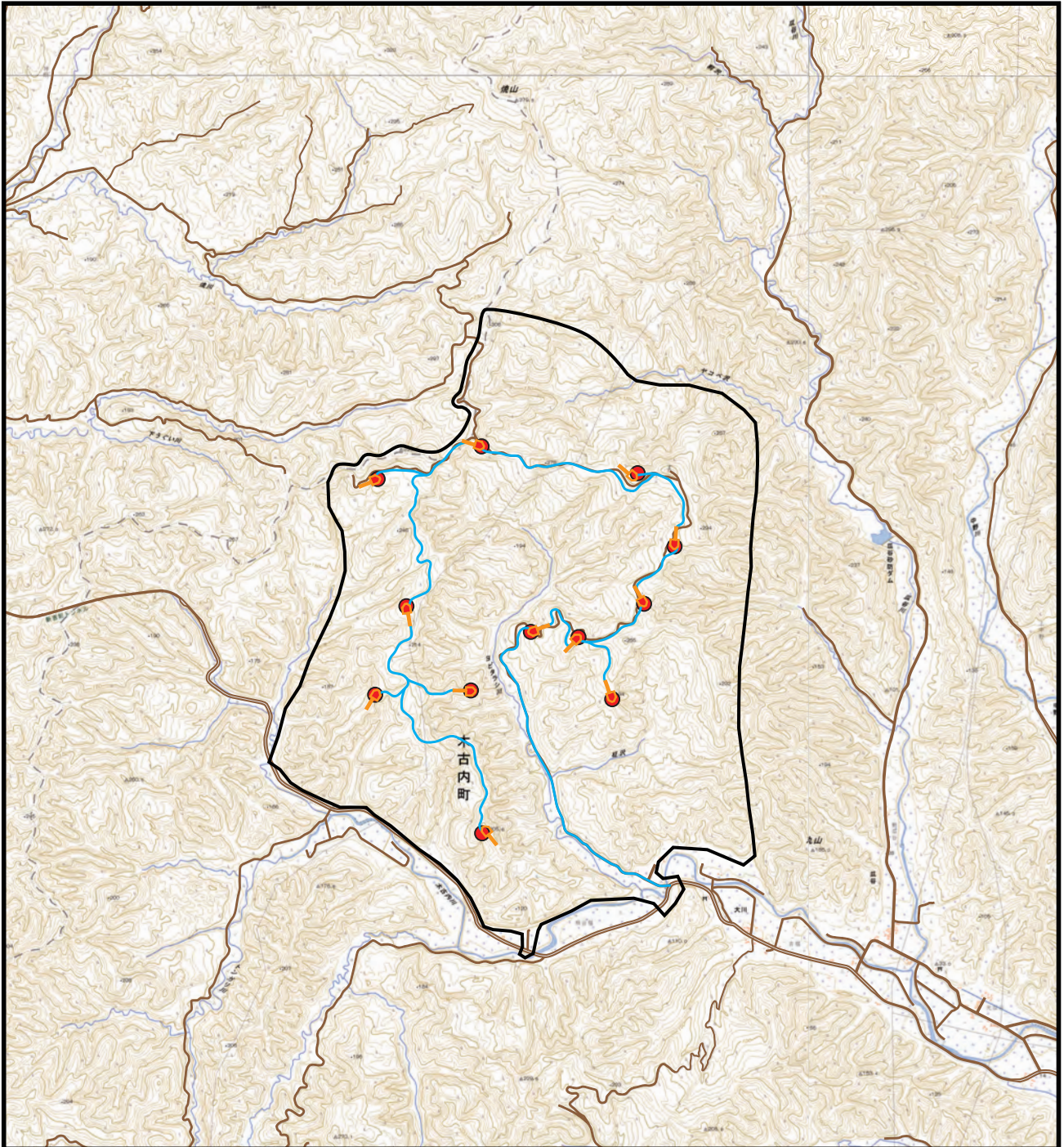


【木古内方法書】別添資料北海道1次Q2-3 変更区域（伐採範囲）図



凡 例

○ 対象事業実施区域

● 風力発電機

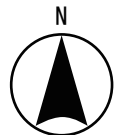
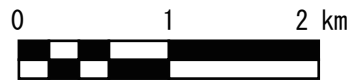
— 既存道路

変更区域（伐採範囲）

▭ 風力発電機ヤード

— 新設道路及び拡幅が生じる可能性のある既存道路

1:50,000



b. 社会インフラ整備状況の確認

社会インフラ整備状況は図 2.2-13 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には主要地方道（道道）5号及び既存道路（林道含む。）があり、工事用資材等の走行ルート及び風力発電機の輸送ルートとしてこれらの道路を利用することにより、道路の新設による改変面積を低減することが可能である。さらに、既存の送電網もあることから発電した電力の連系も可能である。

② 環境保全上留意が必要な場所の確認

検討対象エリアにおける環境保全上留意が必要な場所は図 2.2-14 のとおりである。

- ・ 植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生エリアの分布状況を確認した。検討対象エリアには植生自然度 10 及び植生自然度 9 が分布している。
- ・ 検討対象エリアに特定植物群落は分布していない。
- ・ 環境保全上特に配慮が必要な施設（学校、医療機関、保育所・認定こども園等の福祉施設）及び住宅等の分布状況を確認した。検討対象エリアには住宅等が分布しているが、環境保全上特に配慮が必要な施設（学校、医療機関、保育所・認定こども園等の福祉施設）は分布していない。
- ・ 検討対象エリアに自然公園*は該当しない。

③ 対象事業実施区域等の設定

「①検討対象エリアの設定」及び「②環境保全上留意が必要な場所の確認」を踏まえ、以下の観点より対象事業実施区域及び風力発電機の配置を設定した。

好風況が見込めるエリアにおいて、工事用資材等の走行ルート及び風力発電機の輸送ルートとして利用が可能と考えられる主要地方道（道道）5号に隣接するように対象事業実施区域を設定した。なお、拡幅により改変が生じる可能性がある既存道路（林道含む。）も対象事業実施区域に含めた（図 2.2-15 及び図 2.2-16 参照）。

植生自然度 10 及び植生自然度 9 について検討対象エリアの南西側に比較的大きな範囲でまとまって分布している箇所を中心に可能な限り対象事業実施区域に含めないように設定した。なお、対象事業実施区域には植生自然度 10 及び植生自然度 9 の範囲が分布しているため、今後、現地調査において詳細な分布状況を把握し、改変を回避又は極力低減するものとする（図 2.2-17 参照）。

風力発電機の設置に当たっては風況の良い尾根上を中心に、環境保全上留意が必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔をとるよう検討した（図 2.2-17 参照）。

なお、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、関係機関と事業の実施について協議を行う。

* 自然公園の区域は、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年北海道条例第 36 号）より、確認を行った。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 河川

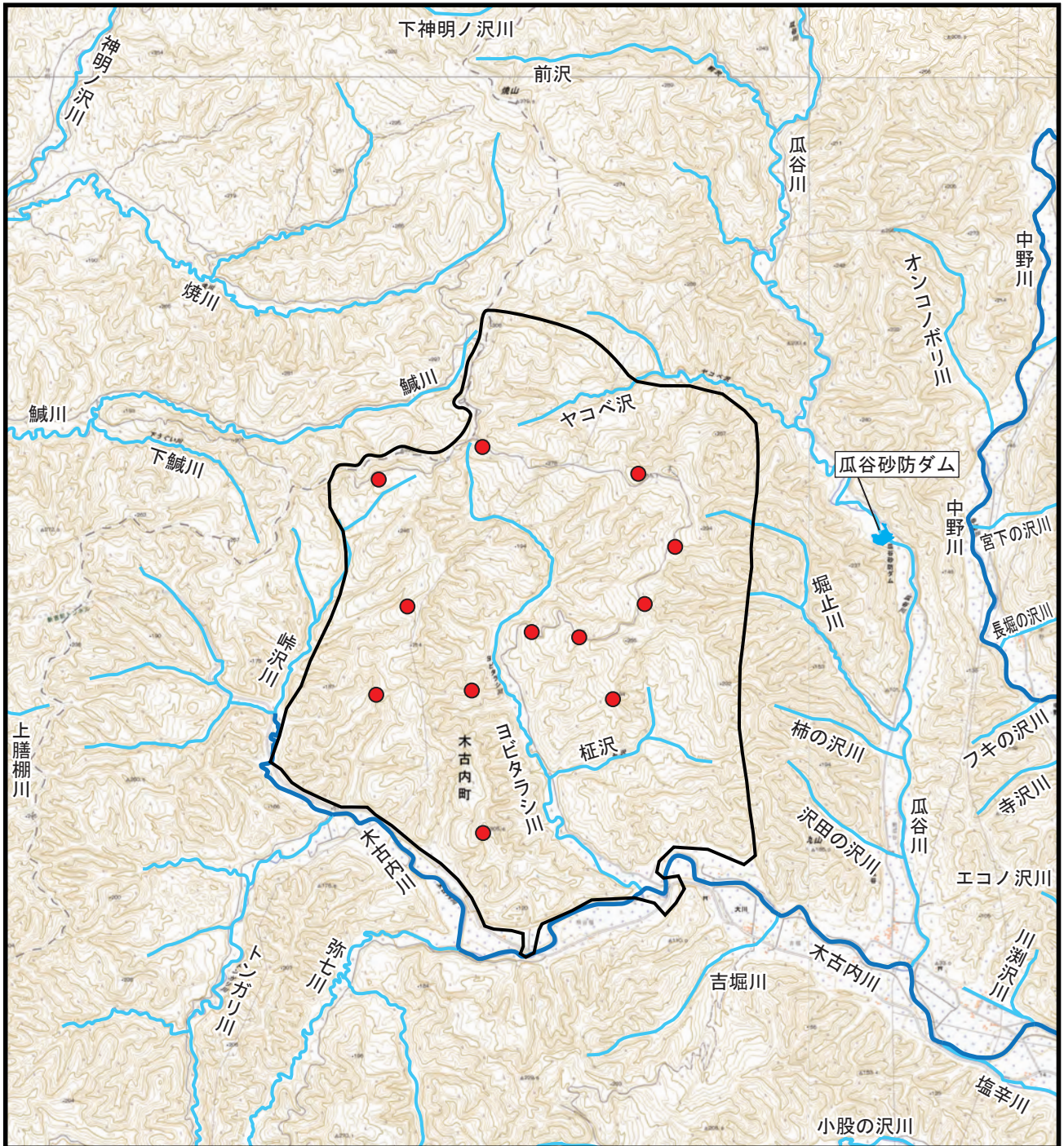
対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は、図 3.1-7 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には、木古内川水系の二級河川である木古内川、中野川等の河川がある。

(2) 湖沼






対象事業実施区域の周囲に瓜谷砂防ダムがある。

(3) 海域

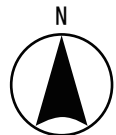
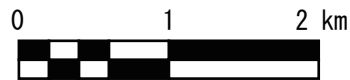
対象事業実施区域及びその周囲に海域はない。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  二級河川
-  普通河川
-  湖沼

1:50,000



3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

木古内町及び上ノ国町における令和3年度の水道の取水状況は表3.2-9のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において河川の水道用水の取水地点はない。

表3.2-9 簡易水道事業の取水状況（令和3年度）

事業名	地表水 (m ³)				地下水 (m ³)			湧水 (m ³)	受水 (m ³)	合計 (m ³)
	ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流 (自流水)	伏流水	浅井戸水	深井戸水			
木古内町	0	0	0	0	1,394,500	0	0	0	0	1,394,500
上ノ国町 上ノ国	0	0	0	622,943	0	0	0	0	0	622,943

〔「令和3年度 北海道の水道」（北海道、令和5年）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における農業用水の利用状況は、図3.2-5のとおり木古内川、瓜谷川、中野川等の河川を利用している。なお、ため池の利用はない。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲には、「漁業法」（昭和24年法律第267号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていない。

(4) 湖沼の利用状況

対象事業実施区域の周囲に瓜谷砂防ダムがある。

2. 海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲に海域はない。

3. 地下水の利用状況

木古内町及び上ノ国町における水道の取水状況は表3.2-9のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において水道用水の地下水の取水地点はない。

4. 湧水の利用

「湧水保全ポータルサイト」（環境省HP、閲覧：令和6年1月）によると、対象事業実施区域及びその周囲に代表的な湧水はない。

5. 水資源保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「北海道水資源の保全に関する条例」（平成24年北海道条例第9号）に基づく水資源保全地域はない。

2. 水質の状況

(1) 河川の水質

北海道では、環境基準の類型指定水域や有害物質による汚染のおそれのある河川など、水質監視の必要性が高い水域を対象に水質の常時監視を実施している。「令和4年度（2022年度）公共用水域の水質測定結果」（北海道、令和5年）によると、令和4年度は65水系186水域313地点で常時監視が行われており、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目（BOD）について、180水域（96.8%）で環境基準を達成している。カドミウム等、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目について、河川・湖沼・海域の328地点で測定を行った結果、河川においては、鉛が1地点、砒素が6地点、ほう素が1地点で、環境基準を超過している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲における関係河川（木古内川、中野川等）において、類型指定はされておらず、河川の水質調査は実施されていない。

(2) 地下水の水質

「令和4年度（2022年度）地下水の水質測定結果」（北海道、令和5年）によると、北海道では地下水の水質の汚濁の状況に係る常時監視を実施している。令和4年度は、概況調査を27市町村の86本、汚染井戸周辺地区調査を2市町の23本、継続監視調査を51市町の199本で実施している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、地下水の水質調査は実施されていない。

(3) 水質に係る苦情の発生状況

木古内町及び上ノ国町へのヒアリング（実施：令和5年9月）によると、令和4年度の水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は木古内町、上ノ国町ともに0件である。

3. 水底の底質の状況

「北海道環境白書 '23」（北海道、令和5年）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、水底の底質の状況に係る調査は実施されていない。

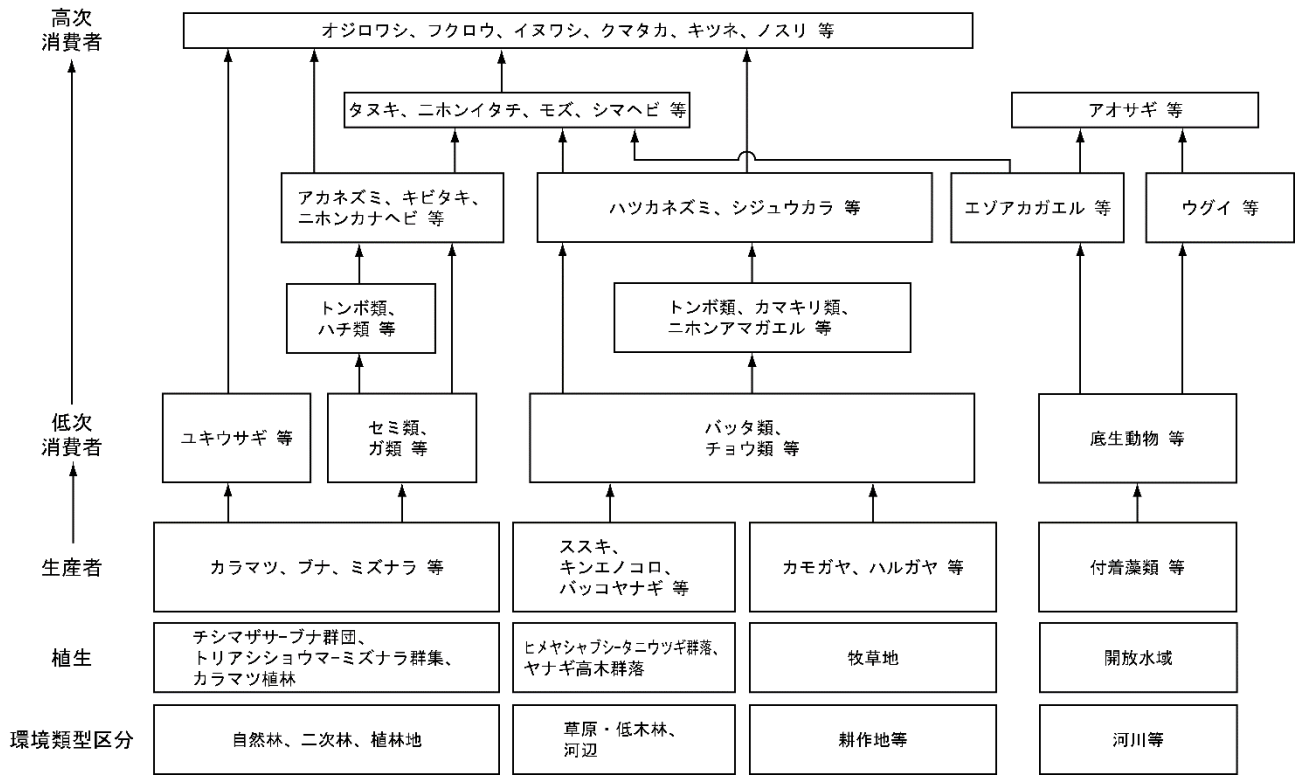
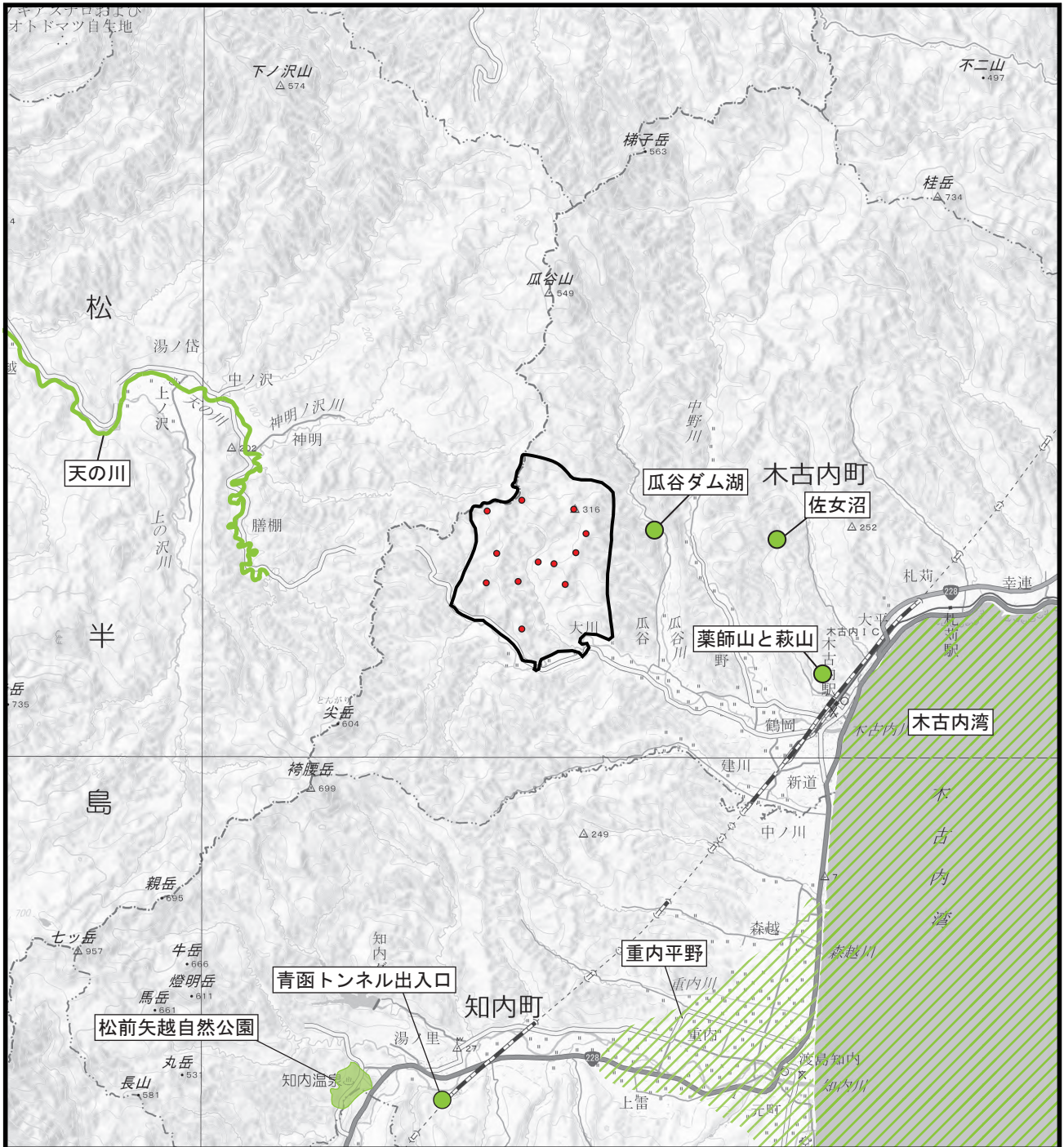






図 3.1-27 食物連鎖模式図

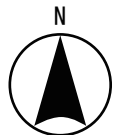


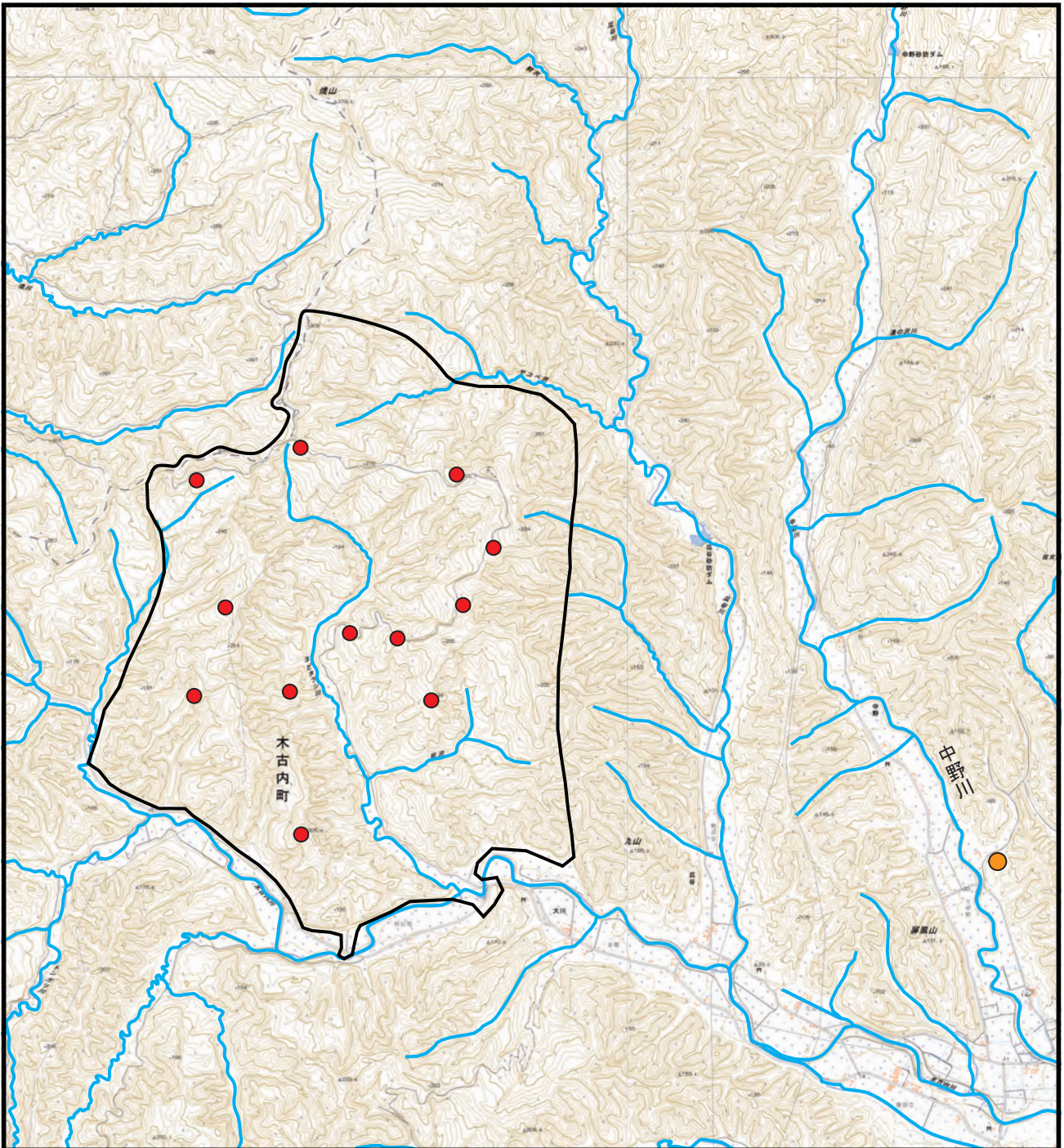
凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  地域の良好な景観資源
- 





※「重内平野」については、明確な範囲が不明なため、おおよその位置を示した。

1:150,000





凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  水道取水地点（表流水）
-  河川

1:50,000

